

研修会を開催したい方へ

①事務局に問い合わせ（お申込み）

②地域アドバイザーとの打合せ

③研修会実施



※詳細は下記の本事業公式サイトをご参照ください。又は右記のQRコードからお申込みください。



※相談・お申込みから
5日以内にご連絡いたします。



研修会に参加したい方へ

第1部
「農業経営における基本的な雇用管理」

第2部
「農業版人事評価制度導入による
雇用の維持・拡大」



※上記研修内容については一例です。
詳細は下記本事業公式サイトをご確認ください。

※各ページのお申込みフォームからお申込みいただけます。

雇用管理研修会の日程や担当講師、
個別相談の情報等は、
下記のオンラインメディアやリーフ
レットにて、随時発信します！

本事業の公式サイト
<https://www.teichaku2022.com>



厚生労働省 令和5年度 農林業職場定着支援事業

農業雇用改善推進事業

農業経営体の皆様に向けた人材確保・定着支援事業を実施しています！



農林業職場定着支援事業(農業雇用改善推進事業) 運営事務局



株式会社 農協観光

地域共創事業課
(担当：前場・佐藤・清松)

〒143-0006
東京都大田区平和島6-1-1
TRCアネックス1F

TEL：03-6436-8981
FAX：03-3298-7221
E-mail：koyoukaizen.ntour@gmail.com

本事業は農業の雇用管理改善について、以下を実施する事業です。

- 雇用管理研修会の開催
- 個別相談会の開催
- 雇用管理改善モデル事例集の発行
- 定期刊行物（農業雇用便り）の発行
- 社会保険労務士等の訪問によるアドバイス
- 電話・メール・FAXによる相談対応

農業雇用改善推進事業は、農業法人、法人化を目指す農業経営体及び農業への参入を図る農業経営体を除く法人に対して、雇用管理の改善のための支援や啓発等を行い農業への就職及び職場定着を促進し、雇用による農業従事者の確保を図ることを目的に、平成21年度から継続して実施しております。

来年70歳を迎える社員がいます。社会保険や労働保険の加入は継続できるのでしょうか。



条件を満たせば原則、厚生年金は70歳、健康保険は75歳に達するまで加入、労働保険は年齢関係なく加入継続出来ます。

1. 社会保険について

社会保険は厚生年金保険・健康保険から成り立っています。加入条件等は下記表をご参照ください。

社会保険			
	年齢	加入条件	注意事項
厚生年金	70歳まで (※1 高齢任意加入可)	※下記参照	70歳以上の方は保険料はかかりませんが、在職老齢年金の対象となります。
健康保険	75歳まで (その後後期高齢者へ)		

※厚生年金保険・健康保険の加入要件

正社員や法人の代表者、役員等は被保険者になります。パートタイマー・アルバイト等でも1週間の所定労働時間および1か月の所定労働日数が同じ事業所で同様の業務に従事している正社員の4分の3以上である方は、被保険者になります。また、正社員の4分の3未満であっても、100人を超える企業に勤務し、週の所定労働時間が20時間以上など一定の要件を満たす方は、被保険者になります。(令和6年10月からは50人を超える企業に勤務し、一定の要件を満たす方は被保険者になります。)

※1 高齢任意加入とは

① 手続き内容

会社に勤めていても70歳になれば、厚生年金保険に加入する資格を失います。ただし、老齢の年金を受けられる加入期間がなく、70歳を過ぎても会社に勤める場合は、老齢の年金を受けられる加入期間を満たすまで任意に厚生年金保険に加入することができます。これを高齢任意加入被保険者といい、「高齢任意加入被保険者資格取得申出書」を提出する必要があります。

厚生年金保険の適用事業所以外の事業所で働く70歳以上で、老齢年金の受給資格を満たしていない方については、次の要件を満たすことで、任意で厚生年金保険に加入することができます。

(1) 厚生年金保険の被保険者となることについて、事業主の同意を得ていること。

(2) 厚生年金保険の加入について、厚生労働大臣が認可すること。

希望される方は「高齢任意加入被保険者資格取得申請書」を提出する必要があります。

② 高齢任意加入期間中の厚生年金保険料

(1) 適用事業所の場合

厚生年金保険料の保険料負担について、事業主の同意が得られる場合は、一般保険料と同様に事業主と本人との折半となり、納付義務者は事業主となります。

事業主が高齢任意加入被保険者に係る保険料を滞納した場合は、一般保険料と同様に滞納処分の対象となります。事業主の同意が得られない場合は全額本人が負担することとなり、納付義務者は本人となります。その場合、本人が督促指定期限までに保険料を納付しないと資格喪失となります。

(2) 適用事業所以外の事業所の場合

厚生年金保険料の保険料負担は、適用事業所の被保険者と同様に事業主と本人との折半となり、納付義務者は事業主となります。事業主が高齢任意加入被保険者に係る保険料を滞納した場合は、一般保険料と同様に滞納処分の対象となります。

2. 労働保険について

労働保険は労災保険、雇用保険から成り立っています。加入条件等は下記表をご参照ください。

労働保険			
	年齢	加入条件	注意事項
労災保険	年齢制限なし	常勤・パート・アルバイト等に 関係なく全員加入	※2 65歳以上の方が2つ以上の会社 で勤務する場合は雇用保険マルチ ジョブホルダー制度に注意
雇用保険		週所定労働時間20時間以上、 31日以上の雇用見込み (昼間学生等を除く)	

※2 雇用保険マルチジョブホルダー制度とは 2022年1月1日からスタートしています。

今までは1つの事業所で週20時間以上かつ31日以上の雇用見込み等の条件を満たした場合に雇用保険の加入資格がありましたが、65歳以上で複数の事業所で勤務する労働者がそのうち2つの事業所での勤務を合計して適用条件を満たす場合には本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者(マルチ高齢被保険者)になることができる制度です。

マルチ高齢被保険者であった方が失業した場合には、一定の要件を満たせば高齢求職者給付金を被保険者であった期間に応じて受給することができます。

2つの事業所のうち1つの事業所のみを離職した場合でも受給することができます。ただし、3つ以上の事業所で勤務している場合で、離職した事業所以外の2つの事業所で就労しており、マルチ高齢被保険者の要件を満たす場合は被保険者期間が継続されるため受給することが出来ません。

3. まとめ

少子高齢化が進んでいること、人手不足が深刻化していること、高齢者自身の健康のためなど、70歳を過ぎても働き続ける方が珍しくなくなってきました。

若者に対してももちろんですが、高齢者が働きやすい環境を社会全体で考えていかなければならないですね。

(参考：日本年金機構 <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000838542.pdf>
厚生労働省 <https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/hihokensha1/koureininni.html>)

◆本号のQ&Aの担当講師 ご紹介



プロフィール

2009年社会保険労務士登録
オフィスmomo代表
一般社団法人SRアップ21会員
NPO法人オルタナティブアグリサポートプロジェクト理事

オフィスmomo
代表 澤田めぐみ先生

◆研修レポート

- 実施日：令和5年6月27日(火)
- 場所：兵庫県民会館
- 主な参加者：農業経営体(株式会社など)、個人事業主、農業関係者など
- 参加者数：12名
- 主催者：公益社団法人ひょうご農林機構

これから雇用就農者を定着させるために経営体として行うべきことや役立つ情報を確認してほしいという主催者の思いのもと、第1部は「農業経営における基本的な雇用管理」、第2部は「人事評価制度」についての研修を実施しました。

研修会終了後の参加者アンケートより、「人事評価制度」「社員教育」について今後取り組みたいと回答を多くいただきました。また参加者より「人事評価制度の内容がとても勉強になりました。実践したいが時間がかかりそうです。」と回答をいただき、必要な支援内容がより明確になりました。全ての参加者より大変満足・満足との評価をいただきました。



(文責：研修会運営担当 佐藤)